

参考情報

個人情報保護委員会作成「中小企業、小規模事業者のみなさまへ」

法律に則って何をしなければならないかがわかりやすく5つの項目にまとめられています。この5つの項目をちゃんと守るためのルールが各PTAで作成する「個人情報保護規程」です。

横浜市作成「自治会町内会における個人情報取扱いQ&A集」

PTAは企業というよりも自治会と似た感覚の組織なので、自治会向けに作られているガイドラインやQ&Aが参考になります。PTAのような組織ではあまり厳密に考えても無理なものは無理ですが、同レベルの自治会に対してどのような対応が求められているかは、PTAでの対応を考える上で役に立ちます。特に

Q1-2：氏名のみでも個人情報に含まれますか？

A：氏名のみであっても、社会通念上、特定の個人を識別することができるものと考えられますので、「個人情報」に含まれると考えられます。

これは重要な情報です。経済産業省作成『「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」等に関するQ&A』にも同じことが書かれています。「名前だけなら個人情報にはならないから出欠表は大丈夫」といった話も耳にしますが、氏名だけの一覧表も個人情報としてきちんとルール通りに管理しなければならない情報ということになります。

個人情報保護委員会作成「自治会・同窓会向け会員名簿を作るときの注意事項」

自治会・同窓会というPTAと似たレベルの組織体に対して、名簿作成時にどのような注意が必要かをまとめてくれている資料です。

個人情報保護委員会作成「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」

すごくマジになって個人情報保護法を考えたいときに参考になる資料です。個人情報保護委員会のサイト (<https://www.ppc.go.jp/personal/legal/>) ではこの資料以外にも法律からガイドライン、Q&Aまで一通りの資料がダウンロードできます。